

**群馬コンベンションセンターの管理における  
指定管理者制度活用の実施方針**

平成29年12月

**1 基本的事項**

**(1) 施設の概要**

名 称	群馬コンベンションセンター
所 在 地	高崎市岩押町
建 物 構 造	鉄骨造地上4階など
延 床 面 積	67,327㎡（立体駐車場等約34,500㎡を含む。）
開 館 年 月	2020年春
主 な 施 設 内 容	○展示・会議施設 ・展示場 10,011㎡ ・メインホール 1,335㎡ ・大会議室 652㎡ ・中会議室 302㎡ ・小会議室 80㎡ ・応接室、交流室、ホワイエ、パントリーなど ○その他の施設 ・屋外展示場 20,000㎡超 ・駐 車 場 約 2,000台 (立体駐車場約1,400台、平面駐車場約600台)

**(2) 施設の設置目的**

人、情報及び技術の交流を促進する展示会、学術会議その他の催物の場を提供することにより、本県における産業、学術及び文化の振興を図ることを目的とする。

**(3) 指定管理者制度活用の目的**

民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、施設の効用を最大限発揮し、利用者へのサービスを向上することが可能と考えられることから、指定管理者制度を採用する。

#### **(4) 指定の期間（予定）**

5年間（2020年4月～2025年3月）

#### **(5) 利用料金制採用の有無**

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用する。

#### **(6) 県への納付金**

ア 県への納付金は、固定納付金及び精算後の納付金とする。

イ 固定納付金の金額は、応募者が提案するものとする。

ウ 精算後の納付金の金額は、年度ごとの指定管理業務に係る収入合計額から支出合計額（固定納付金を含む。）を差し引いた額の二分の一とする。

#### **(7) 指定管理者に支払う指定管理料**

施設の開設当初であることから、指定管理料の支払いをできることとする。

#### **(8) 業務の準備**

指定管理者は、指定管理の始期から円滑に事業を実施できるよう、自らの負担において必要な準備を行うものとする。なお、指定管理期間の開始以前の営業活動等については、別途委託契約を締結することを検討する。

#### **(9) 施設の管理運営の方針**

ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。

イ 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な管理運営を行い、快適かつ安全な利用を確保する。

ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などサービスの向上を図る。

エ 交流人口を増加させ、新たな人やモノの流れを生み出し、本県経済の発展につなげるため、県内利用者に加えて、県外利用者の獲得を図る。

#### **(10) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）**

ア 業務内容

(ア) 施設の利用に関する業務

・施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の利用の承認等に関する

る業務

- ・施設等の利用の承認の取消し等に関する業務
- ・施設の休館日の設定に関する業務
- ・施設等の利用料金の収受等に関する業務
- ・施設の利用促進に関する業務

(イ) 施設等の維持管理に関する業務

(ウ) (ア)及び(イ)のほか、群馬コンベンションセンターの管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務

- ・情報公開、個人情報保護に関する業務

イ 要求水準

別途定める仕様書において、個々の事業区分ごとに具体的な要求水準を定める。

ウ 成果目標

年間利用者数 967,000人(2024年度)

なお、その他の目標は応募者が提案を行う。

## 2 募集及び候補者選定等に関する事項

### (1) 募集の方法

公募とする。

### (2) 応募要件

応募できる者は、法人その他の団体又は複数の法人その他の団体から構成されたグループで、別途定める募集要項の要件等を満たす者とする。

なお、県外の法人その他の団体の場合は、県内の法人その他の団体の活用を要件とする。

### (3) 審査の方法及び選定基準

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

選定委員会は、コンベンション分野に関する有識者、財務会計及び労務管理等に関する有識者、施設利用者などで構成する。

#### ウ 選定基準

- (ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
  - (イ) 事業計画の内容が、利用者の平等な利用を確保できるものであること。
  - (ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
  - (エ) 事業計画の内容が、稼働率の向上、収入の増加、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
  - (オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応やその他必要と認める基準を満たすものであること。
- ※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

#### エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

### 3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	2017年12月
選定委員会の設置	2018年 1月
募集期間	2月～ 5月
募集状況の県議会への報告	6月
審査の実施	6月～ 7月
候補者の選定	8月
指定議案及び債務負担行為の上程	9月
準備委託（予約・相談の受付等）	議決後
基本協定の締結	議決後
指定管理期間開始	2020年 4月～